

## 議会運営委員会 行政調査報告書

墨田区議会会議規則第71条の規定に基づき、令和4年12月9日付けで承認され、下記のとおり実施した行政調査の結果について報告する。

令和5年2月3日

墨田区議会議長  
木内 清 様

議会運営委員長  
田中 邦友

### 記

- 1 調査期間  
令和5年1月16日（月）から1月17日（火）まで
- 2 調査場所  
(1) 兵庫県西脇市  
(2) 兵庫県姫路市
- 3 調査事項  
(1) 議会運営について  
ア 議員選出監査委員制度の活用と在り方の検証について  
(2) 議会運営について  
ア 予算決算委員会について
- 4 出席委員氏名  
田中 邦友                      高橋 正利                      藤崎 こうき  
たきざわ 正宜                  佐藤        篤                      加納        進  
高柳 東彦
- 5 特別出席者職氏名  
副議長  
おおこし 勝 広
- 6 随行事務局職員  
区議会事務局次長                  調査担当主査                      調査担当書記  
佐久間 英 樹                      川瀬 勝 典                      村上 航 輝
- 7 調査概要  
別紙のとおり

## 調査概要 【西脇市】

### 1 市の概要

兵庫県のほぼ中央部、東経 135 度と北緯 35 度が交差する「日本列島の中心・日本のへそ」に位置し、周囲を西光寺山を最高峰とする標高 200～600 メートルの山地や丘陵に囲まれている。中央部に県下最長の加古川が流れ、市域南部で杉原川、野間川と合流しており、これらの河川沿いに開けた平野部に集落や農地が形成されている。

200 年以上の歴史を持つ播州織の繁栄で全国に名を馳せ、現在でも国内先染織物の 7 割以上のシェアを持つ。

瀬戸内式気候に属しており、気温の年較差、日較差が大きい内陸型の特徴を示しているが、一年を通して比較的温暖である。

令和 5 年 1 月 1 日現在、人口は 38,716 人、面積は約 132.44 平方キロメートルである。

(参考資料／西脇市のホームページほか)

### 2 調査事項

#### (1) 議会運営について

##### ア 西脇市議会における議員選出監査委員制度の活用と在り方の検証について

西脇市は、平成 17 年の地方自治法等の一部改正により、議員選出監査委員が選択制となったことを機に、議員選出監査委員の活用を意識的に進め、議会との連動の強化を模索している。

この取組は、議員選出監査委員が議会機能の向上につながるかについても検証を行い、検証結果によっては廃止も検討するという立場から、活用手法を考え実践する中で、その評価を確定するというものである。

### 3 質疑等 (午後 1 時 30 分～午後 2 時 53 分)

◎西脇市議会議長 (林 晴信)

～ 議長あいさつ ～

◎委員長 (田中邦友)

～ 委員長あいさつ ～

◎副議長 (おおこし勝広)

～ 副議長あいさつ ～

◎西脇市議会議員 (高瀬 洋)

～ 別添資料に基づき「議員選出監査委員制度の活用と在り方の検証」について説明 ～

◎西脇市議会副議長 (村岡栄紀)

～ 別添資料に基づき、事前質問事項に対し回答及び説明 ～

#### < 質 疑 >

◎委員 (佐藤 篤)

ご説明ありがとうございます。夏は、播州織の甚平を着て過ごしております。

西脇市の監査委員は、定数が 2 名で、会社役員の方と議員選出の方とのことでした。私も墨田区の監査委員の構成を少しお話しますと、人口が 25 万人を超えてから、常勤の監査委員が設置され、現在、全部で 4 名でございます。そして、常勤が代表監査委員を兼ねており、この者は区の職員 OB でございます。その前は、都の職員 OB でしたが、監査委員の構成は、行政経験者、議員選出監査委員、公認会計士、税理士と、慣例的にこういうような構成にな

っております。

先ほど、議員選出監査委員を廃止するかどうかの議論の中で、議員経験者と会計専門職が監査を一緒に行うべきであるという議論をお聞きしました。この議論の前提として、そもそも監査委員の定数を2名に限っているということがかなり選択肢を狭めていると考えます。例えば、仮の議論で大変恐縮ですけれども、監査委員の定数が3名であった場合に、会社役員の方、会計専門職の方、そして議員選出の方ということでしたら、また議論の前提が変わると思うのですが、そういった定数に関する議論というものはありましたでしょうか。

あわせて、これは議員定数ですとか議員報酬の議論と同様のものだと思いますが、法的に選択の自由があり、その基準を作ることが極めて難しいということについてです。例えば、議員定数や議員報酬でいうと、自治体ごとに、増やすのか減らすのか、その基準は何なのかという議論になってくると思うのですが、議員選出監査委員制度を廃止、あるいは継続するという議論の中で、その基準というものを西脇市議会さんではどのように議論し、設定しようとしているのかをお伺いします。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

正直申しますと、基準というものはございません。今、佐藤議員がおっしゃったように監査委員の定数を3名にしたらどうなんだという議論もあるとは思いますが。

ただ、執行部側の考えとしては、恐らく議員選出監査委員というものを置いておいてほしいと思うんです。その一番の理由は、費用が安く済むからです。恐らく識見の監査委員の半額くらいで済むと思いますし、墨田区でもそのくらいではないかと思えます。

西脇市でいいますと、議員選出の監査委員の報酬は年間で40万円です。一方で、識見の監査委員は年間で100万円です。恐らく墨田区の常勤監査委員でしたら、700万円から800万円くらいの報酬になるのではないかと思います。

これはかなりうがった見方ですが、執行部側からは、報酬は安く抑えつつそんなに監査能力を高めたくもないのではないかと感じるころはあります。

兵庫県内でも、いわゆる識見の監査委員で一番多いのは市のOBなんです。私はこれは一番善くないと思っています。よその自治体のOBでしたらまだしも、当該自治体のOBが監査委員をやるなんていうのは、私からすると言語道断な話です。なあなあになるのが見え見えなんですよ。本当によろしくない。

議員選出監査委員に関する議論の中でも、どういった方が監査委員としてふさわしいのか、もちろん報酬については全然違いますが、やはり1名は士業の方を置くべきではないか、議員選出監査委員をやめて、そこも士業の方を監査委員にするべきではないかといった意見を言われた議員の方もいらっしゃいました。

私は、監査委員にはどちらかという会社経営者の方よりも税理士や公認会計士等の士業の方を、そしてプラスして議員選出監査委員をと考えています。やはり公認会計士や税理士の方は、行政監査があまり得意ではないんですね。得意ではないというか、分からないと言っても過言ではないと思います。

一方で、議会は普段から行政に接していますから、やはり行政監査で強みを発揮できます。

他方で、出納ですとか金銭的な面、あるいは財政的な面の監査というのは、やはり士業の方が最適なのではないかと考えます。

ですから、墨田区は常勤監査委員がいらっしゃって、士業の方がいらっしゃって、民間の方もいて、議員選出もいるという理想の形になっているのではないかと思います。ただ、これが政令指定都市なんかですと、外部監査が入って来たりしますので、これはまた非常に難

しい議論になるだろうなと思います。

監査基準若しくは内部統制の基準というものは、政令指定都市以上は必ず必要なものですから、恐らく墨田区さんもこれらに関してしっかり決められているのだと思います。ただ、監査委員を何名とするのが正しいのかですとか、監査委員の構成についてどういった形が一番優れているのかという基準については、我々のところでも持ち合わせていないというのが正直なところです。

◎委員（佐藤 篤）

林議長にご指摘いただいた点について補足させていただきます。

実は、墨田区でも常勤監査委員を入れるときに誰がふさわしいのかという議論はありました。ただ、常勤の監査委員に、ご職業をお持ちである会計や税務の専門家の方にはなかなか入っていただけず、そういった方々をスカウトするのは、事実上困難だったという事情もありまして、最初は東京都からOBの方を派遣していただいたという経緯がございます。

その後、現在の常勤監査委員は元議会事務局長なんです。もちろん、賛否もありましたが、議会事務局長というのは、二元代表制の一翼を担う補佐をしていただいている方ですから、そうした方だったらよいのではないかということとなり、現在、常勤監査委員となっております。

◎委員（加納 進）

議員選出監査委員の立候補制についてお伺いします。先ほどのご説明では立候補の際に質疑応答をすることとなって以降、立候補する方が減ったという話でした。けれども、以前から立候補制を採用していたということは大変すばらしいと思います。期数の長い方から順番にといった考え方は元からなかったのですか。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

議長の立候補制を導入するときに、監査委員も立候補制にしました。ご存じのとおり、監査委員自体に公職選挙法の適用がありませんので、非公開の議員協議会の場で行っています。

今、期数というお話がありましたが、実は、1回だけ、1期目の方が立候補されて、監査委員になったことがあります。ただ、その1期目の方というのは、首長をやって県議員をやって、その後、市議会議員になったという少し特殊な経歴のある方です。その方以外で1期目で監査委員となった方はおりません。

議員選出監査委員に関する議論の中で、監査委員になる資格というのは議員歴の長さに起因するものではないといった話になってはいます。もちろん、期数制限を設けるべきだという方も高齢議員の中にはいますが、私も古い議員ですが制限を設けるのはどうかなと思っています。

そういった中で、私は議員選出監査委員については、二つの問題があると思っています。一つは制度の問題、もう一つは人の問題です。このどちらかが悪いと、議員選出の監査委員はやめようかという話になるんです。今までの議員選出監査委員を見ていると、お飾り物みたいになっているじゃないか、だからやめよう。あるいは、議員が監査委員をやっている、議会体制にフィードバックも何もないじゃないか、だからやめよう。これが、どちらの問題もうまくいくと議員選出監査委員を残そうという話になるのではないかと思います。ですので、是非とも墨田区議会さんでは、議員選出監査委員に関する議論を、この両方の面からされたらよいのではないかと思います。

立候補制も一つの方法でしょうし、全員がこの人なら適任だよねという人を選ぶやり方を考えられたら、人の問題についてはクリアできるのではないかと思います。

残るは制度の問題ですが、議員選出監査委員に関する地方自治法の改正があった際、最初は、廃止するというのが主流でした。最近になってきてやっと存続という話も聞こえてきて、この間も令和4年8月に佐賀県の伊万里市議会が議員選出監査委員をテーマとした調査で西脇市に来られましたが、その後どうなったのかを聞いてみますと、議会運営委員会から、市長に向けて、立候補制の導入も含めて検討しますという内容を答申し、議員選出監査委員は残す方向で議論をすることとなりましたというお話を聞かせていただきました。

議員選出監査委員については、廃止するにはそのための条例が必要ですので、議論をせず、何もアクションを起こさなかったら残ります。ただ、それじゃ駄目だろうと。やはり、残すか残さないかという議論をするというのが一番大事な部分なんだと思います。これは大津市議会事務局の清水局長も言っています。議論をすることが大事なんです。その結果として、廃止になろうが、存続になろうが、それはそれぞれの自治体議会の考え方なんだと思います。

◎委員（加納 進）

まさに、今の林議長の説明が最も的確な表現なのかなと思います。ともすれば名誉職的な存在になりつつありますし、現状、議員の監視機能向上に貢献しているのかという問題もあります。

制度の面あるいは人の面も含めて、議会の監査制度と内部統制については地方制度調査会でも随分長い間議論されていたことは承知しているんですけども、一定の方向が出て、地方自治法が改正になり、選択制が導入された直後に議論をスタートしたということはすばらしいと思います。墨田区は、もう6、7年遅れてしまっていますけれども、これから議論をしようというスタート地点に立ったところかなと思っています。

関連しての質問になりますが、地方制度調査会でここ十数年、議会改革のためにいろんな改正がありました。結構機敏に反応して、監査制度以外にも色々な議会改革をこれまで進めてこられたのですか。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

地方制度調査会にのっとなって何かやったということではないです。

◎委員（加納 進）

例えば、通年議会制度の導入であるとか、あるいは専門的知見の活用であるとか、そういったものはありますか。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

通年議会について、西脇市ではやっていません。この話も長くなるんですけども、通年議会は何のためにやるかということなんです。通年議会制にしても、定例日を年に4回取ってやっていたら、それはこれまでの普通の議会と一緒にじゃないかと。要は、閉会中にどういった委員会活動ができるかというのが通年議会の一番肝の部分なんです。

逆に言うと、閉会中に委員会活動ができるようなシステムにしたら、通年議会にする必要はないのではないかとのことになってきます。私はよく言っているのですが、通年議会にするのであれば、やはり月に1回本会議を開くぐらいじゃないと駄目だよなって。月に2回でもいいです。例えば毎月1日と15日に本会議をやるから、議案はできた順番に上げてきなさいというようにです。毎月本会議を開くと3か月間も待たなくていいですから議案の審査もスピーディーなんです。

議会も、一回の審査当たりの議案が一つとか二つとか少なくなりますから、非常に機能的に進むだろうと思います。議員、それから執行機関からコンセンサスを取るのが難しいのでやっている自治体はないとは思いますが、そのぐらいになると通年議会というのも威

力を発揮すると思っています。

ですから、我々がやっている議会改革というのは、地方制度調査会のアクションに反応する部分もちろんありますが、やはり住民を起点にしてどういう政策を作っていくか、その制度を突き詰めていく議会改革でなければならないと思います。

◎委員（高橋正利）

先ほどのご説明の中に議員選出監査委員の任期についてのお話がありました。任期が2年間である理由は、正副委員長や各委員会の構成が2年だったからとありましたが、これはこの運営が始まった当初から、2年間と決めていたのですか。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

古い話なので、私からお話させていただきます。

元々は委員会も、議長も副議長も1年任期でしたが、監査委員だけが2年任期でした。どちらかというと言査委員の任期が2年であったところに、後から議長などが2年になったということだったと思います。その中で、議員選出監査委員についてもどうしようかという議論になったときに、議員任期の4年くらいはやらないと駄目だという監査委員の経験者からの意見もありましたが、やはり4年は長いよねという話になりまして、委員会や議長と合わせて2年がいいのではないかという結論で落ち着いたというところですよ。

◎委員（高橋正利）

もう1点お聞きします。資料の中で、年2回の質疑の機会を確保するという記載がございます。資料には、議会にとってのメリットが必要であることからと書かれていますが、具体的なメリットとしてはどのようなものがあるのか教えてください。

◎西脇市議会議員（高瀬 洋）

まず、監査報告書をよく読むようになりました。それは格段に言えると思います。それと監査委員の立場から言いますと、事前に質問通告をもらって、もちろん答弁は監査委員事務局で基を作ってくれるんですけども、そこから自分なりにどう答えようかというところでの知識が深まるというのはあると思います。

私の場合は、一応横に監査の室長もおりましたが、ほとんど自分で答えておりましたので、そういった意味でいうと議員としての知識面と、各議員を相手にしての、ある意味どちらかという行政側を背負った立場での経験というのは貴重なものだったと思っています。

◎西脇市議会副議長（村岡栄紀）

監査委員でない定期監査報告ですとか決算審査意見書を読まない議員もいたりしますが、こういう質問するためには熟読せざるを得ません。熟読することによって湧き上がってくる課題ですとか問題点を監査委員にぶつけることで、予算や決算の審査に大いに生かせるというのがメリットだと考えています。

現状では、質問されない議員もまだ結構いらっしゃいます。逆に質問をする議員は、マニアのように非常に細かいところまで、誤字・脱字みたいな、これは本当に意味があるのかなみたいな質問をされる議員もいらっしゃいます。この辺はまだ両極に分かれていますので、これからは均等に皆さんが熟読されると議会のレベルも向上していくのかなという中で、質問をやり始めて3期目になりますが、少しずつですが意見が出始めているというのが現状でございます。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

私は、今はもう質問する側でしかありませんが、実はこの制度が始まる15年くらい前に監査委員をしていました。この制度は監査の向上には役立っていると思います。議員の中には、

逆説的な意味で、こういうことはしていなかったのかという質問をする人もいまして、監査としては、次からはそういうことしないといけないんです。このように、なぜこんなことができてないんだと監査にけちを付ける人までいます。監査をたたき上げるような細かい質問をする人がいると副議長が言っていましたけれども、やはり現実にそういった人もいます。

そして、実は大きな問題も起こってしまっています。ただ、その時の大きな問題の原因は監査の対象外だったんです。監査の対象外で不祥事があり、最後は職員の辞職にまで発展しました。その際にも、不祥事のときに監査は何していたんだというようなことを聞かれます。しかし、監査の対象外ですので、監査委員として答えようがないですよ。すると対象外のことがあることに対して、監査はどう思っているんだみたいなことも当然聞かれるわけです。要は公金外現金です。墨田区はどのくらいあるのか分かりませんが、田舎の自治体は、正直なところ、ちょくちょく持っているんです。本来持っているとは地方自治法違反と言われれば違反なのかもしれませんが、実際持っているんです。職員がいろんなスポーツ協会の事務局をやっていたりして、公金外現金のお金を持っているんです。

そこで不祥事が起こると、見つけようとしても監査なんかでは見つけようがないですよ。だから、監査は何やっているんだと言われても、非常に難しいんです。私もやはり難しいだろうとは思いますが、現実として、やはりいろんなスポーツ協会であったり、観光協会などからも市が預かったりすることがありますので、一気に公金外現金をやめろとは言えませんが、徐々になくすべきだろうといったことについて監査の質問を通じて行っています。

◎委員（高橋正利）

反問権というのはあるんですか。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

特に設定はしないですが、自由ですから言ってもらって大丈夫です。西脇市は市長に対しても反論権を認めています。

◎副議長（おおこし勝広）

大変興味深い内容で、自分が監査委員をやっていたときの情景を思い出しながらお話を聞かせていただきました。

私も議員選出監査委員による監査は行政監査であると思っています。墨田区でも事務事業評価シートがありまして、それを基に行政評価をしていました。

御市でも、事務事業評価シートがあるわけですが、私が監査委員をやっていたときに監査委員事務局長から、事務事業評価シートの内容等、ここで仕入れたことは絶対に口外しないでくださいと何度も念を押されました。当然一般質問等もできず、監査で知り得たことを会派の誰にも言えずに、課題があるのになと思っています。

西脇市の場合だと、個人情報や企業情報など、個人等が特定されるようなこと以外に関してはフルスペックで質疑を承り、報告書などにまとめ上げられていないことに関しても議員選出監査委員が質問にお答えしているということでした。恐らく、この決算委員会での報告や質疑を受けることが議員の監査能力、ひいては議会全体の監査機能の向上につながるのではないかなと思っています。そういう部分においては、守秘義務に関する部分について、墨田区では事務局から駄目ですよと言われることが、正直あります。

そういった部分に関し、御市の市議会では、個人情報等を除いた形での質疑応答に関しては、区長部局である監査委員事務局からあまりやらないでねというあつれきだとかそういったことはなく、スムーズに実現できていますか。

◎西脇市議会副議長（村岡栄紀）

私の前に高瀬議員が監査委員になられまして、そのときに一般質問が解禁になりましたが、彼は全く一般質問をしませんでした。その後、私が監査委員になったときに、最初に一般質問の通告を出したときには、監査委員事務局からやめてくれと言われました。ただ、監査の懸案事項に関し、議会としても同じ問題意識を持っているという共通認識があると判断されれば、監査委員であってもどんどん一般質問するべきだと私は思っていますので、特に、個人情報に関する問題があるというものでなければやりますよということで、監査委員事務局からも渋々了承をいただきました。当時は空き家問題等のことを質問しましたが、それが契機となって、言われなくなったということはあると思います。一定程度のルールさえ守っていれば、どんどん質問等をしていくべきであるというのが私の考えです。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

一般質問でも、委員会の質問でもそうなんですけれども、もし監査委員の方が質問をした場合、監査で知り得た事実を言わなかったとしても、執行部側として、この人は知っているから、それを知った上での情報を出さないといけないという対応になるといいうのは、お分かりいただけますよね。

例えば、監査委員だったら、職員の時間外勤務の量がどのぐらいあるのか、部によってどのぐらいの偏りがあるのか、個人ではどのぐらいの偏りがあるのかについて知っています。それを知った上で、時間外勤務時間の偏りはありませんかという質問をした場合、執行機関側としては、監査委員が偏りがあることを知っているとは分かっていますので、偏りはありませんという答弁は絶対にありません。つまり、個人においても、同じ部、課においても個人で差がありますという答弁が必ず返ってくるはずなんです。こういった部分が、監査委員をした人が、一般質問や委員会で質問をするときの強みになります。執行機関側はごまかせないんです。

必ずしも監査で仕入れた情報そのものを使わなくとも、質問する上でのある程度のバックボーンのある質問になると思います。これが、私が監査委員を経験した上で思うことです。

◎西脇市議会議員（高瀬 洋）

私が監査委員になって、最初に一般質問をしようとした際、守秘義務に違反するような内容ではありませんでしたが、監査委員事務局からは結構嫌がられました。また、監査委員をしているんだから、もっといい質問しなければいけないということもあって、何だかだんだん嫌になって、質問することをしばらくやめたという感じでした。

◎副議長（おおこし勝広）

この守秘義務の部分に関して、個人情報を含まない範囲で質疑応答ができるということについての、何か法令的というか、申合せみたいなものを市議会では作ったりしているんですか。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

作っておりません。一応、議会運営委員会で決まったことですか、先例事項であるとかというぐらいです。質疑応答ができるということに関しては諸説あって、裁判になったこともないんですよ。というのも、裁判をして誰が得するんだみたいな話になってきます。個人情報とかそういうもの以外のもので、名誉毀損になったというのであれば裁判になるんですけど、恐らく裁判になることはないと思います。

よほど変わった人がいて、議会を聞いて、あれは監査で仕入れた事実と違うみたいな話にならない限りは裁判にならないだろうし、これは新川教授の意見で、個人情報だけは別です



が、議員が、たかが監査で知ったことというのはそんなに大したものじゃないよということです。

◎委員長（田中邦友）

私も、監査委員は2回経験させていただきました。今、様々なお話がありましたけれども、最後は、住民に対して、議会として、議員としてどれだけその責務を果たせるのかということにたどり着くのかというような気がします。

したがって、皆さんが言われている個人情報などに抵触しない範囲内であれば、必要に応じて、区民目線、あるいは市民目線で議会に取り上げるのが議員の役目であると思っております。

やはり開かれた議会と同様に、開かれた監査というものに関しても、区民、あるいは市民に明確に説明責任を果たすという意味合いでは、もっと積極的に取り組むべき課題であるというふうに思います。

そういったことを踏まえて、改めて、御市の議員選出監査委員の有り様について総括的にご示唆いただけることがあれば、是非ご教示いただければと思います。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

行政監査について、監査委員の立場と議員の立場は違うんです。これは分かっていたかと思っています。要は、監査委員の立場から行政監査をすると、当該事業の目的、あるいは目標、あるいはKPI等そういったものがきちんと達成できているかどうか、執行できているかどうかを監査における主な目の付けどころです。

一方、議員が常に考えないといけないのは、事業というのはその市、あるいは区の課題の解決策であり、その事業が100%遂行されているようがいまいが、その根本の課題が解決されたかどうかなんです。課題が解決されていなかったら、その事業は実質的外れなものであるとか、あるいは金額が足りないとかいうのが出てくるはずなんです。そこを議論していくのが議会なんですよね。

無駄であった、あるいはもう少し金額を上げて執行していれば本当は100%課題が解決できたのではないかという事業もあるはずなんです。議員というのは、そこを議論していくものです。やはり監査においてちゃんと執行できているのか、あるいは目標が達成できているのかは、必ずしも課題の解決にはなっていないんです。

逆説的な言い方をしますと、行政監査というのは、目標や目的の数値が書いてあれば実は誰でもできるんです。そこに議員が入るといえることにはどういう意味があるのか。そこから、議会に対してフィードバックができてくるのではないかということをお自身は期待しています。なかなかそこまでいっていないくて、理想と現実のギャップはあるんですけども、そこまでいけると、議員選出の監査委員である意義が出てくるのではないかと思います。後は人をどう選んでいくのか、あるいは議会の中で監査委員を育てていくという考え方も必要なのではないかと思います。

◎副議長（おおこし勝広）

決算の審査報告書等について、墨田区でも監査委員事務局がある程度の土台を作って、監査委員は問題があれば言ってくださいみたいな感じでそのまま来ているんですけども、御市の場合だと、こういった決算報告書の作成についても議員選出監査委員が大きく絡んで、文書作成ですとか、方向性ですとか、その辺もやられているんでしょうか。

◎西脇市議会議員（高瀬 洋）

本来、そういう場面に積極的に関わらないといけないのですが、私が監査委員であつ

たときは、従来と同じように、監査委員事務局の職員が書いた原稿を確認で見せていただき、ほとんど赤ペンを入れないまま終わってしまったというのが、正直なところとしてあります。

◎西脇市議会副議長（村岡栄紀）

今、高瀬議員がおっしゃったこととあまり変わらないというのが正直なところですが、監査委員が例えば懸案事項とか問題事項について一般質問等をしたり、質疑応答の中でもっと詳しく知りたいということで要望を議会から出すことによって、今までであれば報告書で軽く触れる程度となっていた部分について、より詳しい説明の記述になったりですとか、そういった部分では若干進歩をしているんじゃないかと思えます。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

私が監査委員のときには、たくさん書いて、事務局長からやめてくださいと言われました。それで、結局残ったのが、全部で六、七行ぐらいですかね。その六、七行も、どうしてもこれだけは書いておいてくれみたいなことを言って、まとめか何かに入れたという感じだったと思います。

決算審査もそうですし、定期監査もそうなんですが、そこでたくさんの課題点が出ますよね。でも、執行機関はすぐにその部分を修正してくるんです。修正されてしまったら、定期監査報告書とか決算審査意見書には書けないんです。実はこんな大きな地方自治法違反がありましたみたいなことは書けないんです。だって既に直していますから。これもどこまでが守秘義務に当たるか知りませんが、現実としてはそういうことがありましたね。もう十数年前の話なので、時効でいいと思うので言いますが。

私は、地方自治法を愛読書のように読んでいる人間なので、指摘できたんです。会計も全部地方自治法の最後のほうに載っていますから。

◎委員長（田中邦友）

せっかくの機会ですし、事務局もこの視察に随行しておりますので、精力的に取り組まれている西脇市議会の取組について、何か質問はありませんか。

◎区議会事務局次長（佐久間英樹）

西脇市の概要の6ページに、会派と党派構成という項目がございまして、会派が大きく三会派ということでございます。一方で、私どもがご質問させていただいた議員選出の監査委員の関係で採決を取った際、大体7対7とか、かなり拮抗したということでございました。

何か例えばAの会派はこちら寄りであったとか、Bの会派はこちら寄りだったということであったのか、それとも是々非々の議論をした結果がこうであったのかということについて、お分かりになれば教えていただければと思います。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

私たち以前に監査委員をやった保守系の高齢議員の方が議員選出はなくすべきだと反対しました。そういった意見も是々非々の議論の結果であったと思います。保守系の中でも態度が割れて、本来でしたら過半数が取れるはずなんですけれども、取れなかったということは、保守系の中でも是々非々があったのかなと思います。

◎区議会事務局次長（佐久間英樹）

議員協議会で採決をされたということだと思うのですが、賛否が拮抗されると、例えば市民の方から見たときに、決定したにしろ、否決されたにしろ、大体半分ぐらいの意向しか反映されていないのかなという見方もできてしまう場合があると思います。そういったことについては何か御市ではご意見がございましたか。

◎西脇市議会議長（林 晴信）

こちらは、採決の結果7対7で、半分だったから現状維持になったんです。3分の2以上だった場合には廃止になったんですが。ただ、逆に拮抗しているのに、現状を変えるほうが市民は納得しないのではないかと思います。やはり大多数の方が、関西弁で言う「それはせやな」ということにならないと。我々のところでは市長への提言についての決定は全部3分の2以上なんです。予算や決算等で市長に申入れをする場合は、3分の2以上の議員がそれはせやなとならないと駄目なんです。昔は全員一致だったんですけどね。1人ぐらいは反対する方がいますので、これでは前に進まないという話になって、大多数の人がそうだよねとならないと政策提言はしないことにしています。

◎委員長（田中邦友）

～ 委員長終了あいさつ ～

以上

## 調査概要 【姫路市】

### 1 市の概要

兵庫県の西部、播磨地方の中心都市で播磨平野の中西部に位置し、市域の中東部を市川が、中部を船場川や野田川が、中西部を夢前川や大津茂川が、西端を揖保川が、それぞれ南流して播磨灘へ注いでいる。播磨灘沖には家島諸島がある。兵庫県内第2位の商工業と人口を擁する都市で、播磨地方の中心都市である。

瀬戸内式気候に属しており、冬は基本的には晴天の日が多いが、南岸低気圧通過時や強い冬型の気圧配置時など、年に数日積雪が見られることもある。太平洋高気圧に覆われる夏季には瀬戸内海沿岸特有の「凧」が発生し、日中の気温は35度を超える猛暑・酷暑となる日や、熱帯夜になる日もある。

令和5年1月1日現在、人口は524,374人、面積は約534.35平方キロメートルである。

(参考資料/姫路市のホームページほか)

### 2 調査事項

#### (1) 議会運営について

##### ア 姫路市議会予算決算委員会について

姫路市議会では、効率的かつ効果的な議会運営を図るため、平成30年第1回定例会より、それまで、歳入歳出ともに各常任委員会に分割付託されていた予算審査及び三つの特別委員会（一般会計、特別会計、企業会計）を設置して審議していた決算審査に係る事項を所管とする予算決算委員会を常任委員会として設置している。

### 3 質疑等（午前10時3分～午前11時40分）

#### ◎姫路市議会副議長（宮下和也）

～ 副議長あいさつ ～

#### ◎委員長（田中邦友）

～ 委員長あいさつ ～

#### ◎副議長（おおこし勝広）

～ 副議長あいさつ ～

#### ◎姫路市理事者（議会事務局議事課）

～ 別添資料に基づき「予算決算委員会」について説明 ～

### < 質 疑 >

#### ◎委員（佐藤 篤）

分科会の日程について、前半、後半に分かれているということでしたので、最終的には本会議あるいは全体会で全体の内容を個々の議員から把握しなければならないと思います。ただ、同時に行われている分科会の内容は見ることはできませんので、その辺の情報共有というのはどのようにされているのでしょうか。

#### ◎市側理事者

各分科会でどういった意見が出たのかについては、分科会長報告という形で全議員に対して報告されます。もちろん報告内で全ての内容を述べることはできませんけれども、分科会で出た主な意見というのは、その中で報告されます。それ以外にも、当然、会派を組んでおられる方については、会派内の議員から、どういった議論が出たのかということについて意見交換ができていますのかなと思っております。

◎委員（佐藤 篤）

報告というのは結構細かいものなんですか。文書としてはどのくらいの分量でしょうか。

◎市側理事者

議論にもよりますが、こういうテーマに対し、こういう質問が議員からありました。それに対して当局からはこういう答弁がありました。それに対してさらに意見が出た場合は、こういう意見が出ました。という形で、質問、答弁、そして最終意見の折り返しのような形のものになっています。ただ、質問して答弁だけで終わってしまう場合は、質問があって、こういう答弁が当局からありましたというのみの形となっております。

◎委員（佐藤 篤）

もしよろしければ見本を一つ頂けませんか。

◎委員長（田中邦友）

いかがでしょうか。

◎市側理事者

分かりました。

◎委員（佐藤 篤）

全体会で分科会長報告をして、分科会長報告に対する質疑をもらうということとなると、これに対する答弁は分科会長がするんですね。この質疑というのが、各論的にならざるを得ないということがデメリットとして出ていましたが、本来であれば、全体会で総論的な議論を膨らませるべきであると思います。現状の全体会での質疑というのはどのような状況なんでしょうか。

◎市側理事者

現状としては、分科会長報告に対する質疑はほぼ出ておりません。分科会長報告に対し、議員から質疑があればするという形になりますが、予算全体的な話となりますと、当然、分科会長では回答することができません。そういった場合については、予算決算委員会に予備日を取っておりまして、当局のほうに出席要請があり、その分についてはそこで質疑をするというような形になっています。

◎委員（佐藤 篤）

最終的に、本会議では委員会審査報告として出てくるわけですから、それに対する質疑についてはやはり委員長が答弁せざるを得ないと思います。そうすると、例えば一人会派で一つの分科会にしか出ていない人の場合、いろいろとこの会のこのことを聞きたい、あるいは全体会のことについて聞きたいとなると、本会議では理事者に答弁を求めることはできませんよね。だから、どういう場面でそれがされるのかなということが気になったんです。その予備日で新たに設定するというのは、何か申出の基準なんかがあるんですか。議員が1人でもやりたいと言ったらできるんですか。

もう少し補足をさせていただくと、主に一人会派の問題になると思うのですが、全体会では分科会長報告に対する質疑を行い、分科会長が答えられないような予算全体に関する質問等については、先ほどおっしゃったように、予備日の中で別日が設けられるということでした。質問については当局が説明して答弁するということでしたけれども、これは議員が一人でもやりたいと言えば、予備日において会議が設定されるんでしょうか。

◎市側理事者

議員から意見が出て、最終的な委員会としての取りまとめをどうするかという協議がなされると思いますけれども、そこでそのような質問が出て、それに対して分科会長が答えられ

ない状況のままというのは、多分できないと思いますので、当然その委員会の中で協議をしてという形にはなりませんけれども、予備日に当局に出席要請をかけて委員会を開催するという形になるかと思います。ただ、現状としては、過去に当局に出席いただいたということはありません。

◎委員（佐藤 篤）

姫路市議会では、正副議長、議員選出監査委員も予算決算委員会に参加するという決定をされておられます。恐らく、多くの議会では、決算委員会については議員選出監査委員は出席しないという取扱いが多いように思うのですが、その点についてはどのような経緯でそうなったのか。あるいは、導入した上で、何か問題点があればお伺いいたします。

◎市側理事者

本市の予算決算委員会の分科会での審査については、1局ずつ委員会審査と分科会審査をしますということでご説明をしました。あくまで委員会は委員会の審査、分科会は分科会の審査という形で、日を分けて行い、その間、議員選出監査委員であつたりを対象から外してという形の運用は、十分考えたと思うんですけども、現状の進め方として、先に局ごとに委員会、分科会という会議の在り方になっているため、その間、委員外議員として扱うのかなどの議論もあったと思います。

ただ、結論として議員選出監査委員についてはもう除外する必要はないだろうということとなって、現状としても特に問題なく進められてはおります。

◎委員（佐藤 篤）

ある意味、その監査委員の良識に任されているという感じですかね。

◎市側理事者

そういうことですね。

◎委員（加納 進）

従前との比較なんですけれども、先ほどのご説明の中で、決算については、特別委員会で、一般会計が6日間、特別会計が3日間、企業会計と特別会計が7日間ずつで審査を行うというお話があったと思います。それを予算決算委員会を常任委員会化したことによって、実際の決算の審査時間は、短縮されたことになるんですか。また、予算について、それまでの分割付託のときと現在とで実際の審査時間はどう変化したのかについて確認させてください。

それと、常任委員会と同じ日に2日間設けて分科会が開かれているということですから、常任委員会に掛かる時間と予算決算委員会に掛かる時間とその時間設定はどうされているのかなど。要するに、質疑を1人何分間とか、そういう設定をされているのかということも含めて、従前との比較、どのように設定されているのかタイムスケジュールを教えてください。

◎市側理事者

まず、1点目の決算についての過去の特別委員会のときの審査の時間と現状との比較についてですが、以前は一般会計の決算については、説明時間も含めトータルで、大体1日5、6時間というのが6日間ぐらい続いていました。基本的には、6日間のうち、1日は現地視察を設定しておりますので、そこも含めた時間になっておりますが、実時間が5時間としても、トータルで30時間くらいを一般会計の決算審査の時間として費やしていました。

一方、特別会計と公営企業会計については、こちらも現地視察が当然あるんですけども、今、平成29年を参考に見ているんですけど、3日間設定をして、実質的には2日間で終わっています。こちらは、それぞれ二日間で一日当たり4時間から5時間という形で、トータルではおおむね40時間ぐらいの質疑の時間となっております。

次に、予算決算委員会の導入以降の分科会での質疑時間は、総務委員会の分科会であれば、大体決算だけで2時間半くらい、文教委員会だと1時間半くらい、厚生委員会だと2時間半くらい、経済観光委員会だと2時間半くらい、建設委員会だと2時間くらいとなっており、分科会方式を導入して時間は大分短縮されています。

この理由としては、質問も若干低調になりがちで、単純に質疑が減ったということもありますが、以前は説明に結構時間を取られており、その説明を全体会の中でしていますので、その分、分科会の審議から削られているということです。

決算審査では、全体会の説明時間がかかなりの時間を取っています。平成29年ですと、決算の説明だけで全局で約10時間掛かっていました。

質疑の時間が若干減っていることについては、やはり議員さんもその場で説明されて、その場で質問するのであれば、質問もしやすいかと思いますが、やはり説明から質疑まで時間が経ちますので、若干質問がしにくくなっているのかなということは聞いております。

それと、委員会、それから分科会で、質疑に時間制限はかけておりません。

◎委員（加納 進）

時間制は採用していないんですか。

◎市側理事者

採用しておりません。一つのことについてずっとお時間を取られる委員もいらっしゃれば、ピンポイントでここだけ聞きたいという委員もおられますが、特に何分間という縛りをかけての委員会運営はしておりません。

◎委員（加納 進）

先ほど、総括質疑がないというご説明でしたが、ということは市長は出席はされず、一切答弁することはないということですか。

◎市側理事者

視察資料の2ページの4番の部分ですが、本会議開会前に予算大綱説明会と決算説明会がございます。これは、協議又は調整を行うための場で、姫路市議会でも予算と決算の審査時においては必ずこういう場を設けております。ここには市長、副市長にも出席していただいて、総合的な内容についての説明をいただいております。

そうするとそこで質疑ができるのかということになってくるんですけども、質疑の時間は取っていますが、ほとんど質問は出ない状況です。

◎委員（加納 進）

分科会等では、例えば副市長さんが何名かいて、担当しているというようなことはあるんですか。

◎市側理事者

分科会等での副市長出席はほぼないですね。それぞれ当局単位での審査になっておりまして、その長が出席をします。

◎委員（加納 進）

委員会に関しては、通告制は採用しているんですか。

◎市側理事者

採用していません。

◎委員（加納 進）

では、執行機関側の理事者の答弁能力もすばらしいということですね。

ちなみに参考までに、朝10時スタートで夕方5時頃をめでやられているんですか。通常

の常任委員会あるいは予算とか決算の時期の場合です。通常の場合だと1日で済むでしょうから。

◎市側理事者

私はいつも総務委員会に入るんですが、総務委員会であれば、分科会も含めて、10時に開会して、午後3時から4時ぐらいに閉会するかなという感じです。

◎委員（加納 進）

予算審査も含めてですか。

◎市側理事者

予算審査も含めてです。

ただ、総務委員会であれば2日間で審査をしています。

ほかの委員会については、午前10時に始まって午後2時半から3時に終わったりする委員会も当然ありますけれども、やはり総務委員会が局数も多いので、委員会としての時間は長くなってきます。

◎委員（加納 進）

その時間で通常の議案と予算あるいは決算の審査も行うのですか。

◎市側理事者

それとその他の質問も全て受けています。

◎委員（加納 進）

かなり効率的というか、短時間でやるんですね。分かりました。ありがとうございます。

◎委員（高柳東彦）

資料1ページの経緯のところ、当初予算については、どのような形で審査されているんですか。

◎市側理事者

従前については、当初予算は、各常任委員会に分割付託していました。予算決算委員会を立ち上げた以降については、分科会方式、結局は分割みたいな形になるんですけども、分科会方式を用いて予算決算委員会に付託という形になります。

◎委員（高柳東彦）

それと、資料4ページのメリットのところ、予算と決算の審査が連動し、決算から予算への流れがスムーズになったとの記載がありますが、これは同じメンバーで同じ所管を審査しているということが主な理由だと思うんですが、それ以外に何か理由はありますか。

◎市側理事者

決算から予算への流れということについては6月に委員会のメンバーが変わります。当然、前年度、決算を審査していますので、それ以降出てくる予算編成に生かせるという意味では、決算から予算への連動性はあるかと思えます。ただ、仮に令和2年度の決算審査をしますと、次に出てくるのは令和4年度の予算になりますので、ここは少し年度が飛んでしまうとは思いますが、決算の流れでそのまま次年度予算に反映されるという意味では、連動なのかなと思っています。

それ以外にというのは、なかなか思いつきません。

ただ、話が変わりますけれども、各会派から新年度予算に対し、予算要望というような形で出すということもございます。そういうことも踏まえた上での新年度予算ということで、年明け1月には市長ヒアリングという形で、新年度予算に対する要望の場を設けていますので、そういうところで反映できるのかなというところはございます。



◎委員（高柳東彦）

補正予算についても以前は分割して常任委員会で審査していたという理解でいいんですよね。

◎市側理事者

そうです。

◎委員（高柳東彦）

常任委員会と分科会ということで、三つの常任委員会と二つの常任委員会とで審査日を分けていますが、その理由はやはり体制の問題ですか。

会場の問題とかもあると思いますし、五つの常任委員会を一括して開くというのはなかなか大変だと思いますが、一番短い日数でやろうと思えば、五つの常任委員会を一括して開いたほうが期間としては短縮できるわけですよね。それを三つの常任委員会と二つの常任委員会に分けている主な理由というのは何かありますでしょうか。

◎市側理事者

申し訳ないんですけども、あまり気にしたことがありませんでした。

今はどちらかと言うと、議員を含めて傍聴に来られた人もいろんな委員会を傍聴できるようにということで、1日1委員会が主流になってきているのかなと思います。元々は四つの常任委員会だったんです。確かそのときは、二つずつで半々でやっていたと思うんです。一つ常任委員会を増やしましたので、3と2に分けたという経緯かなと思います。

新たに委員構成が変わった後は、当局からこの委員会が所管するこの局についてはこういう事業を行っていますという形で、議員さんの勉強会みたいな形で事業概要の説明会を開催しています。その際には、実際に全部の常任委員会の開催日が重なることがあるんですけども、委員会室の周りがかかりごった返します。これは直接的な理由ではありませんが、やはり開会日を分けているほうがいいのかないと感覚的に思う部分はあります。

◎委員（高柳東彦）

常任委員会も分科会もインターネット中継はされていると思うんですが、三つの委員会を一括して放映しているんですか。それともそれぞれ別々に視聴ができるような形になっているんですか。

◎市側理事者

委員会については、本市ではまだインターネット中継はしておりません。今、調査課がメインで調整はしておりますが、まだそこまでの概要については把握しておりません。

◎副議長（おおこし勝広）

常任委員会と分科会のメンバーについてですけども、常任委員会としては、総務委員会に所属しているんだけど、予算決算委員会としては、厚生委員会の分科会に所属しているというような例はありますか。基本的には、総務常任委員会に所属した場合は、予算決算の分科会についても総務委員会なんですか。

◎市側理事者

そうですね。そういう形になります。常任委員会の委員長、副委員長が分科会の分科会長、分科会副会長になるという形ですので、違う構成は今のところ考えていないです。

◎副議長（おおこし勝広）

予算と決算の連動という部分について、例えば予算決算について常任委員会化して、分科会で審査していくことによって、より決算での指摘事項が予算に反映されているんですとか、検証しやすくなったとか、そういった連動性は極めて大事だと思うんです。

同じ人が審議しているということ以外で、連動性を確保されていることは何かあるのでしょうか。例えば、常任委員会ですので、予算、決算の時期以外に、決算を基に来年度予算を編成している過程で執行機関側からこういうことを考えているみたいな報告が9月定例会あたりにあるですとか、そういった部分の予算編成の可視化みたいなことはされていますか。

◎市側理事者

本市の議員にもそういう考えをお持ちの方はいらっしゃると思います。予算決算委員会でも決算を踏まえて予算に当たるんですね。こちらで言うと新年度予算のタイミングで主要事業を打ち出すんですけども、決算をどう踏まえて事業を立てていくのかというようなことを、こちらの委員も話をされています。けれども、具体的に何か可視化できるような場面があるかという、本市では今はないかなと思います。

◎副議長（おおこし勝広）

予算に関して議会側からの提案で修正動機が出されたりだとか、そういうようなことがあった場合のプロセスというのはどのようになるんですか。委員会全体だと議会側から、例えば執行凍結だとか、別のところへ予算を持っていきみたいな形の提案があった場合というのはどういうプロセスになるのかなと。分科会形式だとどのようになるのかなと思ひまして。墨田区議会だと結構多いので。

◎市側理事者

墨田区では予算でもそういったことあるんですか。

◎副議長（おおこし勝広）

あります。

◎市側理事者

予算においては、姫路市では事例がほぼないですね。決算については、直近の令和4年の9月の予算決算委員会でも継続審査ということはございました。決算の場合については、分科会の内容を踏まえた上で、後半の全体会の中で委員会として諮って審査する際にそういう課題が出てきます。

予算については、元々姫路市の場合、あまりそういったことがないような感じですね。そもそもその事業はどうかみたいなことはあったとしても、予算については局側にしっかりとヒアリングしてくださいというような内容でやってきているのかなという感覚です。

◎委員（高橋正利）

資料の4ページに、ペーパーレスになっているということがございました。これは例えば、分厚い予算書だとか予算の執行実績報告書だとかも全てノートパソコンだとかタブレットで見られるようになっているんですか。

◎市側理事者

今、全議員にタブレットを配布して、文書共有システムでSide Booksを入れていきます。その中に議案書であるとか、予算に関する資料は全部まとめて入れていきますので、そこで見られるという形にはなっています。

◎委員（高橋正利）

全体会については、先ほど、45人全員に架電連絡をして、日程等を連絡しているというお話がありました。このコロナ禍で、ペーパーレスが進んでいるということであれば、DX化も進んでいるのかなと思いますが、例えばリモートで参加という形は可能ですか。

◎市側理事者

今のところは対応しておりません。委員会条例などを改正するという手順になるかなとは

考えておりますけれども。

◎委員（高橋正利）

それでは、出席については必ず来るといえることですか。

◎市側理事者

そうですね。この議事堂へ来られて参加をするというのが委員会でございます。

◎委員（加納 進）

全体会というか、予算決算委員会そのものの正副委員長はどなたがされるんですか。これは選任するんですか。

◎市側理事者

別途、選任します。

◎委員（加納 進）

重複はしないんですか。

◎市側理事者

ほかの委員会と重複はいたしません。当然、正副議長も重複することはございません。

◎委員（加納 進）

理事者側から常任委員会化する前のほうがよかったとか、今のほうが負担軽減になったとかについては、特に聞いていないですか。

◎市側理事者

審査そのものについては、執行機関側としては以前の決算特別委員会等と一緒に思います。

現状、当局から聞こえているのは、予算決算委員会になって、当初説明は全体会とするタイミングがあり、質疑については分科会で受けるので、少し時間にゆとりがあることから、現状のほうが少しいのかなというような声はありますね。

◎委員（加納 進）

スタートして5年経ちますが、検証する仕組みについては議会内にあるんですか。やはりやるとしたら議会運営委員会になるんですかね。

◎市側理事者

そうですね。第1回目が終わった時点で、進行の仕方であったり、説明の仕方一つにしてもこうしたほうが良いといった話は出ました。

◎委員（加納 進）

今の話は、このまま常任委員会でやろうかという感じですか。

◎市側理事者

そうですね。議員は、全体会で意見が言えない、質問ができないという部分がありますので、そういうところを改善できたらいいのにとということもあるかとは思いますが、現状では、5年経って、システムがまあまあ回ってきているのかなと思います。

◎委員長（田中邦友）

昨今においては、その時々議会の課題というものが大変多く発生しており、そのことによって議会事務局の労働時間が大変長くなっているという課題については、我々も大変憂えているところです。そういった点も含めて、佐久間次長から質疑をお願いいたします。

◎区議会事務次長（佐久間英樹）

二点お尋ねいたします。

昨今、コロナ対策であったり、物価高騰対策で、急に国から予算が下りてきて、すぐに審

議をしなければ執行が間に合わないというケースが多々あったかと思えます。場合によっては、条例に影響を及ぼすということもあるかと思えます。当区議会では、議会改革の観点から通年議会制を導入して、そうした補正予算が上がってくると、近々に議員の皆様全員にお集まりをいただいて、補正予算の審議から、議決まで行うということが、特にこの3年間は続いております。例えば会期中であれば、冒頭の本会議の際に同時に委員会付託をして、その日に議決するといったことも多々ございました。

姫路市議会の日程表を拝見いたしますと、当初から予定されている予算審議は、かなり充実した日程を取られていると思うのですが、急に議決が必要な補正予算が上がってきたときには、どのような対応をされているのか教えてください。

もう一点は、委員も申しておりましたように、議会事務局として以前の方式と現方式でどちらのほうが負荷が増えたのか、例えば残業が増えたですとか、そうしたことがあるのかということを教えていただきたいと思えます。

#### ◎市側理事者

1点目については、皆さん同じだと思いますけれども、国から下りてくる予算案について、すぐに執行できるような体制を組めというようなことがございまして、会期中以外にも、当然国から予算が下りてくる場合もございました。

直近の話ですと、令和2年のコロナが始まったときには、臨時会を開いて、すぐに予算編成、補正予算を組んだ上で対応したことがございました。

最近の流れで言いますと、即決議案というような形を取ってすぐに対応せざるを得ないというような状況があります。例えば9月議会ですぐに議決しなければいけないということがあり、9月の頭には議決を得たいというようなことがございました。その場合、9月議会の前段で予算決算委員会を開きまして、9月議会初日に提出するであろうその議案に対して委員会などで説明を聞き、その上で、9月議会の開会日初日に委員会付託をせずに即決をするという対応をしました。

また、最終日までは議案を提出することができるので、会期中でしたら、その都度対応を協議した上で、追加提出議案というような形で提出があり、そこから最終的に議決を得るですとか、その間にある本会議で対応するような形です。

2点目の議会事務局の負担についてですが、私はこの予算決算委員会を導入する少し前からおりました。個人的なことですけれども、担当者間での事務負担の重い、軽い、予算決算委員会を導入してからある程度平準化されています。

ただ、この予算決算委員会を導入したことによって、分科会長報告も、議会事務局で作成しているのですが、分科会が終わってから中2日で予算決算全体会という、その間は結構タイトになってきます。補正予算案件しかないときであれば、そんなにたくさんの意見のやり取りはありませんので、分科会長報告の量も少なくなるんですけども、予算案件の第1回ですとか、決算案件の第3回につきましては、それなりにボリュームが出てきて、そこでの残業という形での負担は若干増えてはきます。

トータルとしてどっちがいいかと考えますと、従前のほうが1年を通した残業としては、若干少なかったのかなという感じです。以前は第3回の決算時期だけがどうしても集中的に忙しかったんですけども、今はもう第1回から第4回まで、それぞれ分科会、常任委員会という形で出てきますので、忙しさの分散化はされているかなと思えます。

#### ◎委員長（田中邦友）

当然のこととして、御市も我々と同じように、開かれた議会を目指していくと、そして、

議会の活性化を進めるということが大きな命題であると思っています。そういう観点から、この予算決算委員会をどのように受け止めていらっしゃるのかという点についてお聞きします。

それと、議会は市民、区民のために存在するわけですので、市民への責務をしっかりと果たしていくという意味では、予算決算委員会の現状が市民からどのように受け止められているのか、また、そのようなアンケートや調査をされておられるのか、この現状についてどのような認識をお持ちなのか、最後にお尋ねします。

◎市側理事者

予算決算委員会は、全ての議員が委員として参加をしていただいております。やはり姫路市全体の予算の編成なり決算の部分を審査していただく場面が全員にありますので、議員にとっては非常に有益な委員会なのではないかなと考えております。

さらには分科会方式を取っておりますので、自身が所属する分科会の内容についてはしっかりと質疑もできますし、深く掘り下げて内容確認もできます。そこから決算ないし予算の話として展開していけるということで、内容としては今の形で良いのかなと考えています。

対市民としましては、市議会が予算やその使い方である決算のことについてしっかりと指摘をしているんだよと、見ているんだよということについて、市民から見てもうまく議会が機能しているというイメージは持っていただけるのかなと考えております。

内容については、議員それぞれに思い思いの部分がありますので、全体が同じ方向を向いているわけではありません。これからいろんな改善をしていこうという流れもありますので、そういったことを今後進めていきたいと考えております。

事務局としては、運営がうまいこといくことはありがたいんですけども、やはり議員の皆さんの考えがありますので、柔軟な形で進めていきたいと考えております。

◎委員長（田中邦友）

～ 委員長終了あいさつ ～

以上